

# ロシア帝国統治下ブリヤートの社会構造と司法制度

——清代モンゴルとの比較から——

額定其勞

## 1 はじめに

中央ユーラシアで広大な領域を支配していたモンゴル諸部は、一七世紀から一八世紀の間に、清とロシアの二つの帝国の統治下に置かれていった。モンゴルの大半を治めることになった清も、ブリヤートやカルムイクなど、少数の部を統治したにすぎないロシアも、多数の民族や宗教集団を抱える君主国家であったことは周知のとおりである。これらの帝国では、宇山智彦氏の「オリエンタリズムの個別主義」論<sup>1)</sup>にあるとおり、被支配の諸集団については、その

(1) 宇山智彦「『個別主義の帝国』ロシアの中央アジア政策——政教化と兵役の問題を中心に——」『スラヴ研究』五三(二〇〇六)、五四～五七頁。

特殊性を活かすと同時に、原則として現地の社会構造を維持する統治方針が採られていた。この方針は、前近代の多くの帝国と同様、領内の在地の貴族（貴顕）や宗教指導者に本来の統治権を認める代わりとして、帝国に対する納税や軍事等の義務を担わせるという、統治制度を軸に実現された<sup>(2)</sup>。

このような在地社会の自立を許容する統治構造は、近年注目を集めている帝国における多元的法現象をもたらし<sup>(3)</sup>た。ロシアおよび清の統治下にあったモンゴルにおいても同様に、在来の社会構造の基で、モンゴル固有法の実践が許された<sup>(4)</sup>。一方で、ロシアと清は、国政や宗教・民族政策、支配民族が多数派民族か否か等、様々な点で異なっていたため、両者のモンゴル統治政策にも相異が見られ、また、両者に分かれたモンゴルの間にも、歴史的・社会的な相違が存在した。

本稿では、ロシアおよび清の統治下におけるモンゴルの社会構造と司法制度を比較検討する。特に、これまで法制史の視点からは殆ど研究されてこなかった、ロシア帝国統治下のバイカル湖南側ブリヤートの事例を中心に考察し、清帝国統治下モンゴルの事例については、比較の必要に応じて述べる程度にとどめたい<sup>(5)</sup>。このような比較研究を行うのは、一八世紀から一九世紀までのモンゴル法制史研究の射程と知見を広げ、また、同時代の清とロシアについての比較帝国論にも寄与できると考えるからである<sup>(7)</sup>。

以下、まず2でロシア帝国による対ブリヤート司法政策の推移を記述し、3ではブリヤートが自ら定めた諸法律の制定体制と、その特徴について考察する。4ではそれら諸法律の内容に基づいて、ブリヤートの社会構造と裁判制度について考察し、5でそれらを清帝国統治下のモンゴルと比較検討する。最後に6で本稿の要点をまとめ、モンゴル諸部の事例から見る、ロシア帝国と清帝国の比較帝国論について私見を提示する（以下、ロシア語の原語を示す際に

- (2) 宇山智彦「個別主義の帝国」ロシアの中央アジア政策——政教化と兵役の問題を中心に——、二七頁、および、同「帝国の弱さ——ユーラシア近現代史から見る国家論と世界秩序——」、宇山智彦（編）『比較帝国論の世界』（札幌：北海道大学スラブ研究センター、二〇一二年）、四頁。また、高田和夫『ロシア帝国論——19世紀ロシアの国家・民族・歴史』（東京：平凡社、二〇一二年）も参照。なお、清については後述する。
- (3) 帝国における多元的法構造については次の近著を参照。Jeroen Duijndam et al., eds., *Law and Empire: Ideas, Practices, Actors* (Leiden/Boston: Brill, 2013); Lauren Benton and Richard J. Ross, eds., *Legal Pluralism and Empires, 1500–1850* (New York/London: New York University Press, 2013).
- (4) 本研究で用いる「モンゴル」という概念は、モンゴル語を話す諸集団全体を指す。本稿の主題であるブリヤートは、ハルハ（現モンゴル国）やオイラト（現中国・モンゴル国）と同じくモンゴルの一部に過ぎないと見なされる。
- (5) ロシア帝国統治下ブリヤートの司法に関し、リヤザノフスキー（Рязановский）氏は法典条文の内容に基づいて、その概説を行っている（リヤザノフスキー『蒙古慣習法の研究』〔東亜経済調査局訳〕、東京：東亜経済調査局、一九三五年「東京：大空社、二〇〇一年」、二〇三―二四五頁）。また、ナツアグドルジ（Нацагдорж）氏は「ロシア帝国統治下に置かれてからブリヤートの社会構造がどのように変化したかについて詳細に検討している（Шонгоо Б. Нацагдорж, XVIII зууны үеийн өвөр байгалийн бүриадын нийгмийн байгуулал」〔一八世紀ザ・バイカル地方ブリヤートの社会構造〕、*БҮРИАД СУЛДАЛ (BURIAID STUDIES)* 6 (2016), pp. 97–120)。
- (6) 清統治下モンゴルの法制史はブリヤートの場合と比べると、よく研究されている。清代モンゴル法制史の研究動向については差し当たり、萩原守・額定其勞「モンゴル法制史研究動向」『法制史研究』六四号（二〇一四）、一七一―二二一頁を参照。

はキリル文字を用い、モンゴル語原語はローマ字で転写する)。

## 2 ロシア帝国による対ブリヤート司法政策の推移

帝政ロシアは一六二五年頃からブリヤートへ侵攻し、一六八九年のネルチンスク条約によって、ブリヤートを正式に統治下に置いた。ロシアはすでに征服の段階から、ブリヤート地方に次々と官衙を設け、現地における国家行政を担わせていた。ロシアはブリヤートの内政に干渉しないスタンスを採りつつも、一方で非支配地域の政治的・社会的安定と行政的コントロールを図るため、ブリヤートに対して段階的な法整備を行っていった。そのプロセスは以下のとおりである。

一六九三年頃、エニセイスク要塞(一六一八年建設)の代官ステパン・コロビン(Степан Коровин)が、ブリヤートでの犯罪に対する刑罰内容の聞き取り調査を行い、その報告書をシベリア庁(Сибирский приказ)に提出した。<sup>(8)</sup>これは、ロシア人によるブリヤートの固有法の収集活動として、最初のものである。これを基にして、一七二八年に国境監視員に出された命令の中に、ブリヤートの裁判制度に関する規定が改めて設けられた。すなわち、それまでは、ブリヤート人の間で起きた事件は民事的な案件を含め、ロシア官衙が処理していたが、<sup>(9)</sup>一七二八年以降は、政治に関わる刑事事件や殺人事件のみを現地駐在のロシア軍政官が処理し、それ以外については、まずブリヤートの氏族長(後述のオトグ長)が自ら審理し、処理し切れない場合に、隣接する氏族長らとの合議で審理することとなった。<sup>(10)</sup>このような、案件処理の役割分担と、ブリヤートにおける裁判制度は、その後帝国政府によって構築された、ブリヤ

ート社会を対象とする裁判制度（以下、「国家裁判制度」とする）の基本的な枠組みとなった。

これに次ぐのが、一七六三年に出されたシチエルバチエフ（Щербачёв）二等少佐（секунд-майор）に対する元老院の命令である。これは、シベリアの諸エスニック集団の裁判に関する法令である。クドリヤフツエフ（Кудрявцев）氏によれば、同命令の内容は一七二八年の命令と類似しているが、主に、「卑近な統治」はプリヤートの支配層に任せることとし、彼らに裁判権と刑罰権があることが強調された。<sup>11)</sup> にもかかわらず、一八世紀後半から一九世紀初頭に至るまでのプリヤートの司法制度には依然として「権限の不定、審級制の不明確、訴訟法の欠缺、司法

(7) 本研究で用いる一次史料は、主として一九世紀前半にプリヤートで作られたモンゴル文諸法律である。これらの諸法律は公刊または原文のまま文書館に保管されている。後者についてはサンクトペテルブルグにあるロシア科学アカデミー東洋写本研究所（Институт восточных рукописей Российской академии наук 以下 ИВРАН とする）が挙げられ、筆者は二〇一三年四月におよそ二週間の期間で同文書館で史料調査を行った。また、同文書館のモンゴル関係文書の一部はマイクロフィルムの形で東洋文庫（東京）に招来されており、その詳細な目録は井上治「財団法人東洋文庫収集ロシア科学アカデミー東洋学研究所サンクトペテルブルク支所蔵モンゴル語・満洲語資料マイクロフィルム（R235-R255）所収文献目録」『北東アジア研究』一一（二〇〇六）、八五～一〇五頁に収められている。

(8) クドリヤフツエフ『プリヤート蒙古民族史』（蒙古研究所訳）〔東京：紀元社、一九四三年〕、四一頁。

(9) 詳細には「Нарангорк, XVIII зууны үеийн өвөр байгальын бургидын нийгмийн байгуулал, рр. 112-114 を参照。

(10) クドリヤフツエフ『プリヤート蒙古民族史』、二二八頁。

ロシア帝国統治下プリヤートの社会構造と司法制度——清代モンゴルとの比較から——

と行政との結合、法慣習が成文化されていない」という欠陥があった。<sup>12)</sup>

このような司法制度に、より制度化された規範を導入しようとしたのが、一八二二年のシベリアの諸エスニック集団を対象として制定された「異族人統治規約」(Устав об управлении инородцев)である。<sup>13)</sup>この規約は、ロシア当局の命令を受けた東シベリア総督のスペランスキー (М. М. Сперанский) と、彼の同僚バテンコフ (Г. С. Батенков) が、ブリヤートを含むシベリアの諸エスニック集団の調査に基づいて編纂したものである。<sup>14)</sup>高田和夫氏によれば、この規約の背後には、シベリアの諸エスニック集団をロシア人定住民の文化水準にまで「進化」させるといふ政治的意図があった。<sup>15)</sup>同規約では、反乱や謀殺、略奪、強姦、通貨偽造、官有公有財産の略取のような刑事案件の処理はロシア官衙に委ねられ、その他の案件はブリヤートの支配者で裁くことが許された。<sup>16)</sup>

これらの、ブリヤートが自立的に行う裁判の担い手と審級について、「異族人統治規約」は次のように定めている(一)中は筆者による補足。以下同様)。

氏族役所〔управления〕が異民族間の訴訟事件については口審裁判所を成すものであって、第二審は異民族役所〔урывы〕、第三審は地方の〔ロシア〕警察署となり、各審級共に口審裁判所であった。地方警察署の裁判に対しては、州(区)裁判所へ書面により上訴し得る(第一二二条以下)。刑事事件は行為地において所定の方法により審理される(第二五六条以下)。口審裁判所における訴訟手続が定められ、いかなる事件と雖も、原告の出訴なくして審理を開始することを得ず、又下級審の審理を経ぬ事件は上級審で審理することを得ない。<sup>17)</sup>

また、「異族人統治規約」第六八条では、現地駐在のロシア官衙がブリヤートなどの異族人の「法律(慣習)」に関する完全かつ詳細な資料を蒐集する」ことが規定され、それが一八四一年の「東シベリア遊牧異族人ステップ法集成

草案」を生み出したとい<sup>18</sup>う。

上述のとおり、ロシアはブリヤートの自立性を認めつつ、徐々にブリヤートにおける帝国の司法制度を整えていった。その中には、上述の法律の制定のほか、具体的な事柄に対する個別命令も含まれた。例えば、クドリヤツェフ氏

---

(11) クドリヤツェフ『ブリヤート蒙古民族史』、二二九頁。

(12) リヤザノフスキー『蒙古慣習法の研究』、三三二頁。

(13) 宇山智彦「帝政ロシア地方統治規程」、小松久男他(編)『中央ユーラシアを知る辞典』(東京：平凡社、二〇〇五年)、三六〇頁。なお、この「異族人統治規約」は『ロシア帝国法律全書』(Полное собрание законов Российской империи)に収められており、その原文については<http://nl.rugc-res/law/content.html> (アクセス：2018.05.30)からも確認できる。また、Mark Raef, *Siberia and the Reform of 1822* (Washington University Press, 1956) も併せて参照。

(14) ANDRAIN Borisov, "The political status and ethnic identity of Siberian nomadic "aliens" in the first half of the 19 century," *Northeast Asian Studies* 18 (2014), p. 4.

(15) 高田和夫『ロシア帝国論——19世紀ロシアの国家・民族・歴史』、七四～七五頁。同規約の下でシベリア現地社会が如何にしてロシアに編入されていったのかについては、長沼秀幸「19世紀前半カザフ草原におけるロシア帝国統治体制の形成」『スラヴ研究』六二(二〇一五年)、一九七～二一八頁を参照。

(16) リヤザノフスキー『蒙古慣習法の研究』、三三二頁。

(17) リヤザノフスキー『蒙古慣習法の研究』、三三二～三三三頁。なお、リヤザノフスキー氏は同時にこの制度の問題点について次のように指摘している。すなわち「司法と行政とが分離していないこと、審級の多いこと、上級審が土着民の慣習性を知らないこと、詳細な訴訟法的及び実体的な慣習法典の存在しないこと等」である(同三三三頁)。

ロシア帝国統治下ブリヤートの社会構造と司法制度——清代モンゴルとの比較から——

によれば、「裁判を経ざる棒、二股鞭、鞭の刑の廃止、禁止に関する」一七九五年の勅令や、「長官に対する反抗者、反発教唆者拘禁に関する」一七九七年の勅令が挙げられる。<sup>19)</sup> また、ロシア政府がブリヤート固有法の内容を変えた例も見られる。例えば、ブリヤートのセレンガ部（部の詳細については後述）における家畜を窃盗した者に対する罰金の頭数がロシア政府によって変更された。それまでは、罰として取り上げる家畜の数は、一頭につき四頭であったが、一八二二年の命令により三頭へ変更されたという。<sup>20)</sup>

さらに、後述のブリヤート側が自ら編纂した法典条文が伝えたとおり、こうしたロシア政府による個別法令は、ブリヤート役人の定員を制限するために発行されることもあった。例えば、ブリヤートのホリ部一八一七年法典の序文によれば、帝国行政が設置した警察署が一八二二年に命令を発し、ホリ部の各オトグ（末端行政組織）におけるオトグ長以外の役人について、「二〇〇人の男丁ごとに一人を設置」するとし、末端の役人の定員数を制限したという。<sup>21)</sup> このようなロシア政府による個別具体的司法・行政政策は、ブリヤートの法典にそのまま書き写されたり、或いは、その趣旨に沿った新たな規定として定められたりした。総括すれば、ロシア帝国政府によるブリヤートの司法政策が、行政や裁判制度のみならず、必要に応じて実地的な法の内容にまで及んでいたことが理解できる。

### 3 ブリヤートの固有法

#### (1) 社会構造と立法体制

ブリヤート社会は大きく「部」(ayimay)に分かれ、その部は規模に応じて一つまたは複数の「オトグ」(otog)と

呼ばれる行政組織を抱えた。史料で類出する大きな部は、バイカル湖の南に遊牧地を構えていた「ホリ」と「セレンガ」であり、それぞれ一（または一四）と一八（時に二二）のオトグを管轄していたと伝わっている。<sup>22)</sup>以下、この両部を通してブリヤートの社会構造と立法体制について考察する。

ホリ部は一般に一一のオトグを包括したと言われているが、一八一七年のホリ部法典によると一四であった。<sup>23)</sup>オト

---

(18) リヤザノフスキイ『蒙古慣習法の研究』、三三三頁。同草案の原文については、Проект «Свода степных законов кочевых инородцев Восточной Сибири» // Полное собрание законов Российской империи, собр. 3, Т. 21, No. 19984, С. 253-260 を参照。

(19) クドリヤフツェフ『ブリヤート蒙古民族史』、二二九頁。

(20) セレンガ部一八二三年法典 (*Selenge Miten-tyer nikyulay'i Mongyol Buryad arban naiman oio-nar-in tula toyaryusan toyaryal* 「セレンガ川辺に暮らすモンゴル・ブリヤートの一八オトグに対して定めた規定」)。<sup>1</sup> ИВРАН, 192.

(21) Р. Е. Пугаев & Н. В. Ким, *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРЫНСКИХ БУЯТ* памятники старомонгольской письменности (перевел с монгольского Б. Д. Цибиков) Новосибирск: ВО «Наука», 1992, p. 183.

(22) この両部の諸オトグは史料の中でそれぞれ「ホリの十一オトグ」(Ooi-yin arban nigen oioy [cēige])と「セレンガの十八」[または二十二]オトグ」(Selenge-yin arban naiman [dopin goyar] oioy)と称されている。一方、バイカル湖以南のブリヤート人の生業について、ツェワン (Cewang) 氏は次のように記述している。彼らの「多くは牧畜業を営むが、一部の「耕作に」適した所では小規模の農業も行っている。水の傍に生活する者は魚を捕り、森林に住む者は動物を狩るのである」(Cewang Jamcergen-ü, *Oros-in albatu Buryad niyud-in orosiqi yoson amui* 「ロシアのアルバトであるブリヤート人たちの生活」 Mongyol Buryad kelen-di nom yaryaqi oron 《Naran》 kemedeg-in keblege, 1907, p. 11 [ИВРАН, Q4053])<sup>2</sup>。

グの数が時代によって異なることは、ホリ部内部の行政的変遷を反映するものと思われる。ホリ部の総人口に関する詳細な統計資料は見当たらないが、一八一一年には二万人程度の男丁が公式に登録されていたという。<sup>24)</sup> この数字に基づいて推測すれば、当時のホリ部の総人口は八万人から一〇万人程度であろう。<sup>25)</sup> 部の首長は「タイシヤ」(或いは「タイシ」と呼ばれ、一八一七年には「第一」首席「タイシヤ」(nigediger [aqalayčü] tayisa) と「第二タイシヤ」(qoyadyar tayisa)、「第三タイシヤ」(yurbadyar tayisa) とこう三つの職位があった。<sup>26)</sup> タイシヤはモンゴル固有の称号で、ブリヤートがロシア統治下に入ると、その授与をロシア皇帝が行うようになり、その最初の例は一七〇八年であった。<sup>27)</sup> タイシヤ職は世襲制だったが、世襲者が絶たれた場合は下位のオトグ長の中から選出された。<sup>28)</sup> 各オトグには「ザイサン」と呼ばれるオトグ長が一名から数名ずつ配置され、そのうち一人が首席ザイサン (aqalayčü jaysang; sidkegčü jaysang) の役を担っていた。オトグ長に次ぐ役職が、徴税のような庶務にあたる「シュレンゲ」(sigleng-ge) であった。<sup>29)</sup>

一方、セレンガ部には一八のオトグがあり、また、二人のタイシヤがいたことが伝えられている。<sup>30)</sup> セレンガ部は歴史的に、「一七世紀から一八世紀にかけて、現モンゴルの地からセレンガ川下中流域の低地に移住してきた「八氏族」と、バイカル湖西北部から移住してきた「六氏族」に分けられる」と言われており、二人タイシヤ制は、こうした歴史的ルーツを反映していた可能性がある。また、「部—オトグ」という基本的な社会構造はホリ部と同じだが、オトグ内の行政組織については異なっていた。例えば、セレンガ部の一八二三年法典によると、オトグ長が特段設けられておらず、シュレンゲがオトグの行政を担っていたようである。また、ホリ部でオトグ長の職名として用いられた「ザイサン」が、セレンガ部では末端の役職、「十戸のザイサン」(arban-u-jaysang) の職名として使われていた。<sup>32)</sup>

これらブリヤートの両部にはそれぞれ、「チョールガン」(Ciyulgan) と呼ばれる合議体の最高意思決定機構が存在

(23) ホリ部一八一七年法典第二〇条 (P. E. Pybaev & H. B. Kum, *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРННСКИХ БУРЯТ*, p. 190)。

(24) Abida, B. ed., *Buryad Monggol-un tobci teike* [ブリヤート・モンゴル小史]。Havilar: Obir Monggol-un suyu-l-un kehel-in qoriya, 1982, p. 36.

(25) 史料の中で現れるモンゴル遊牧民家族の平均人数が通例四人〜五人であることに基づいて推算した。ブリヤートでは、小さな部の総人口は二万人程度であったらしい。例えば、一六四七年にロシア人達がバイカル湖の対岸の広大な山野で二万人の部族人たちを率いて遊牧するトゥルハイ・タブンというブリヤートのタイシヤと出会った、と伝えられている(クドリヤツェフ『ブリヤード蒙古民族史』、三二二頁)。なお、ANDRAIN Borisov, “The political status and ethnic identity of Siberian nomadic “aliens” in the first half of the 19 century,” p. 3 に “наибольший” ロシア帝国統治下のブリヤートの総人口は一八五九年時点では二四万人であった。

(26) ホリ部一八一七年法典 (P. E. Pybaev & H. B. Kum, *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРННСКИХ БУРЯТ*, pp. 183, 190-91)。

(27) Нацагдорж, ХУШ ЗУУНЫ ҮЕИЙН ӨВӨР БАЙГАЛЫН БУРИАДЫН НИЙГМИЙН БАЙГУУЛАЛ, p. 104.

(28) P. E. Pybaev & H. B. Kum, *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРННСКИХ БУРЯТ*, pp. 194-201.

(29) タイシヤヤオトク内部の統治組織は時代によって変化しており、詳細については Нацагдорж, ХУШ ЗУУНЫ ҮЕИЙН ӨВӨР БАЙГАЛЫН БУРИАДЫН НИЙГМИЙН БАЙГУУЛАЛ を参照。

(30) セレンガ部一八二三年法典 (ИВРРАН, 192)。なお、セレンガ部のオトクは一七七五年には二二あったと伝えられている (ИВРРАН, 11)。

(31) 渡辺日日「多民族状況に於けるセレンガ・ブリヤートの親族名称の「体系」について」、『内陸アジア史研究』一五(二〇〇〇)、六四頁。

ロシア帝国統治下ブリヤートの社会構造と司法制度——清代モンゴルとの比較から——

した。この組織は部の全体統治において重要な役割を果たし、その一つが立法であつたに違いない。ロシアの支配下に置かれてからは、チヨールガンにおける立法の内容が記録されるようになり、その内容からチヨールガンの構成員を知ることができる。例えばホリ部の場合、一七五九年から一八五一年の間に、少なくとも一回立法されたことが知られている<sup>33)</sup>。立法者の人数と身分はそのとき制定する法律によって異なるが、大規模なチヨールガンには世俗支配者以外に、高僧や名望のあるアルバト（貢租賦役負担者）も参加したようである。例えば、一八二三年法典の末尾に六二人の名前がその肩書きと共に書き連ねられており、その内訳は、書記を含んだ世俗支配者が四三人、高僧が一人、アルバトが八人である<sup>34)</sup>。

## (2) 成文法の構造と形式

現在知られているブリヤートの諸法律は全てモンゴル文字で書かれている。このうち、一七五九年から一八五一年までの間に制定されたホリ部の一一個の法律の構造は、表1に示したとおりである。これらの法律は別々のチヨールガンにおいて制定されたものとみられ、多数の法律条文を組織的に書き記した「法典」と見なすべきものも存在すれば、一つの具体事項に関する単行法規もある。例えば、前者について言えば、表1で示したホリ部の法律の中に百を超える条文を有する成文法が三つある。各法律を構成する条文は全て通し番号を付されているが、多くの条文を含む法典の場合は、さらに章立てがなされている。章立ては、本文の中で内容を区分する形で設けられている場合もあるが（一八二三年法典と一八五一年法典）、本文の末尾に目次のような形で、各章に条文番号が振り分けられる形で示されているもの（一八〇八年法典）もある。いずれの形も、閲覧の便宜を図るために施した工夫にすぎない。

表1 一七五九年～一八五一年におけるホリ部の諸法律

制定年	表題	章数	条文数
一七五九	1759 on-u čayja [一七五九年の律]	一	一
一七六三	1763 on-u keb [一七六三年の規範]	一	三
一七八八	1788 on-u...keb tojtaal [一七八八年の〔中略〕規定]	一	一〇
一七九三	Aqalayci tayisi Sireb-damba Düngeke-rinčin-ü jakya 〔総長タイシたるドゥンケルリンチンのシヤラブダンバの命令〕	一	八
一八〇〇	Eb keb tojtaal [商議して定めた規定]	一	一一
一八〇八	Qori II ečige-yin dotoru-yin kereg-üd-i jasagu jakınu sıǰıku 1808 on-u polojini 〔ホリ一オトクの内部の諸事を管理、統治、審理するための一八〇八年の法規〕	四一	一三二
一八一七	Qori II ečige-yin dotoru-yin kereg-i jasagu-yin 1817 dıyur on-u pariıovor 〔ホリ一オトクの内部の諸事を治めるための一八一七年の命令〕	一	二二
一八一八	1818 on-u pariıovor [一八一八年の命令]	一	六
一八二〇	1820 on-u oııayıbarı-yin 25-u alba taları-yin tuqatı pariıovor 〔一八二〇年一〇月二五日のアルバ（貢租賦役）徴収に関する命令〕	一	七
一八二三	Qori II ečige-yin 1823 dıyur on-u polojini 〔ホリ一オトクの 一八二三年の法規〕	二二	一四二
一八五一	1851 on-u Qori-yin polojini [一八五一年のホリの法規]	一九	一九七

諸法律には原則表題が付されており、表題は法律ごとに異なるものの、そこには一貫して制定年が含まれている。また、表題に続いて、順に、制定年月日、前文、本文、立法者の氏名が記されている。例外として、制定年月日が本文と立法者氏名欄の間の、言わば法律本体の末尾辺りに記されるものや（二七五九年法律と二七九三年法律）、一八五一年法典の制定年月日が、本体の最初と最後の二箇所に記されている場合もある。このように、諸法律の構造と形式は必ずしも統一されているわけではないが、ブリヤート法における章立てや条文通番、目次を最後に付すような特徴は、ロシア法の記載方法を模倣したものとみられる。また、同じ内容の二つの法典であっても、文字の綴りや筆跡が異なったり、末尾における立法者の氏名の記載順序が入れ替わったりしているケースがあることから、一つの法典や法律が複数のルートで筆写されていた事実が証明されている。<sup>(35)</sup>

#### 4 ブリヤートの社会構造と裁判制度

##### (1) 法律の内容からみるブリヤートの行政組織

前述のとおり、ホリ部とセレンガ部はそれぞれ複数のオトグから構成されていた。それらのオトグは両部内のアルバ（貢租賦役）負担の基本的な行政単位であった。オトグ組織について、ホリ部一八二三年法典第一三八条に「各オトグ〔の人々〕は〔各々のオトグを〕区別せずに居住しているため、アルバ徴収以外のことはその地域の役人（*гозы*）<sup>(36)</sup>がどのオトグかを問わずに処理すべき」という規定があり、一八二三年時点では同部の人々は行政的に特定のオトグに所属するものの、オトグ単位で居住していたわけではなかったことが窺われる。しかし、人々はオトグ単位

代わりに「二百」(qoyar jarum)と呼ばれる管区に組織されていた。これについて、ホリ部一八二三年法典第一二二八条は次のように規定している。

二百の長はその「二百の」アルバトたちの中心部に居住すべきである。もし遠い所に散らばって住むアルバトがいれば、二〇人に足りない男丁たちについては「集めて二百の」人々と一緒にする。もしその者らが二〇人を越えているのであれば、彼らの居住地を統一した上で担当者を配置し、全ての事柄を二百の長に報告させるように義務付けるべきである。誰も自らの長の許可無しに他へ移籍することは許されない。「二百の」長はこのようなことを監視すべきである。<sup>(37)</sup>

この条文からみれば、一八二三年のホリ部では原則二〇〇人の男丁ごとに一つの管区が設けられ、男丁及び彼らの家族は無断で所轄の管区以外へ移住することが禁じられていた。また周縁部に居住する者についても、その規模に応

(32) セレンガ部一八二三年法典第一七七条 (ИБРРАН, 192)。

(33) これらのホリ部の法律の全文内容は P. E. Pyčaa & H. B. Kum, *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРИИЧКИХ БУРЯТ*, pp. 112-311. 本巻の Sergileng, ed., *Buryat-un eb keb toyaryal* [「ブリアートの諸法律」(Ulayan qada: Obor Mongjol-un sinjilektü uqayan tegnig mergejilün qorıya, 2015), pp. 3-153 に収録されている。

(34) ИБРРАН, No. F91.

(35) 例えば、筆者が ИБРРАН で閲覧した一八二三年法典は二部存在するが、両者は上述のような相違を含むうえ、冊子の大きさも相互に異なる (ИБРРАН, F91, G91 を参照)。

(36) P. E. Pyčaa & H. B. Kum, *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРИИЧКИХ БУРЯТ*, p. 256.

じて副次的な管区（二十人以上）を設置し、担当者を設置して監視にあたらせることがあった。つまり、一八二三年時点では、ホリ部の人々はオトグ単位で居住してはいなかったものの、二百という管区制度の下に置かれていたと言える。<sup>38)</sup>

一方、セレンガ部ではオトグを単位とした領域的な行政区画が設けられていたようである。これについて、セレンガ部一七七五年法典第一一六条に、

上述の二二のオトグが混ざつて秩序を乱さないようにするため、各オトグをいくつかの集団 (boiög) に分け、集団ごとに一人の長を配置せよ。人々は自らの集団の長から通行証 (naclopr) を受け取らずに他の集団を訪れることはできない。また、他のオトグを訪れる場合でも、集団の長が発給した証明書を持って行くべきである。集団の長からの証明書や通行証を持っていない者が見つければ、発見者がその者を所属集団の長に引き渡すべきである。オトグを変えて居住する者については、そのオトグの長が「彼らを」引き戻さなければならない。

内外から来る盗人の足跡がどこか集団の居住地に入っていけば、その「集団の」長が必ず盗人を捜し出すべきである。盗人が見つからなかった場合は、その集団が盗品を賠償しなければならぬ<sup>39)</sup>（後略）

という規定が存在することから、同部では各オトグがそれぞれの領地を有し、その領地がさらにいくつかの「集団」に分けられて管理され、オトグ間のみならず、同一オトグ内の集団間でさえ、人々の無断往来が禁止されていたことがわかる。また、セレンガ部一八二三年法典第一章（「家畜の窃盗その他に関して」）第二八条には、「一つの集団からもう一つの集団に行つて捜査を行う際には、現地集団の人望ある役人も同行すること」と規定されており、一八二三年時点における「集団」と呼ばれる管区の存在が確認できる。しかし、このセレンガ部における「集団」が上述の

ホリ部の「二百」と同様の組織なのかどうかについては現在のところ不明である。

上述のように、ホリ部とセレンガ部では行政編成が異なっていた。すなわち、ホリ部にはオトグを越えて設置される「二百」という管区があつたのに対し、セレンガ部ではオトグごとに遊牧地が確定され、さらに各オトグは複数の「集団」やその副次的管区で構成されていた。また、当時はチベット仏教の広がりにより、寺院の建設やラマ僧の増

(37) P. E. Пухов & Н. В. Кум, *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРРИНСКИХ БУЯТ*, p. 254.

(38) 管区に関して興味深いのは、「二百」や「二十」という数量基準である。なぜその数なのかは不明だが、後者はモンゴルの伝統に基づくものであるとみられる。周知のとおり、モンゴルの軍事的社会編成は十進法に基づいて十―百―千―万となるのが通例であり、また「二十のシュレンゲ」(qorin-u sigaienge) 制度に反映されるように、二〇戸ごとに税収担当のシュレンゲが設けられることが多かった。後述のように、清統治下のモンゴルでは原則一五〇男丁を単位とする行政組織が導入されたが、満洲人は三〇〇人の男丁を一つの軍事組織(「ニル」と呼ばれる)にしていた。二〇〇男丁を基準に行政組織を設けた例はホリ部以外のモンゴルにはみられない。しかし、ロシア帝国統治下のバシキール人はロシア側によって二〇〇戸ごとに一つのアウルに編成されていたのであり、ホリ部における二百の行政組織もロシア側の政策によるものである可能性が高い。ロシア帝国統治下バシキール人の行政制度については、豊川浩一『ロシア帝国民族統合史の研究——植民政策とバシキール人』(札幌・北海道大学出版会、二〇〇六年)、三九九―四四〇頁を参照。

(39) ИВРАИИ, ИЛ.

(40) セレンガ部一八二三年法典(Б. Д. Пшибиков, *Обычное право сененгских буят*, Бурятское книжное изд-во, 1970, pp. 183-184)。

加がみられた。戒律を破ったラマは、「ラマ身分を剝奪してオトグの管轄下に置く」と決められていたことから、ラマ僧に対する日常的な管理は寺院側が担っていたと推定される。<sup>④</sup>

一方、一七六四年にはセレンガ部から二、四〇〇人の成人男性が任意でコサック (Козак) 軍に入り、「ヤサク」と呼ばれる貢租義務を免除される条件で国境監視の任務にあたった。コサック軍人となったアルバト (貢租賦役負担者) は、軍務遂行以外の時には従来の居住地に暮らしたものの、行政的には元来のオトグの管轄から外され、軍事組織の権限の下に置かれた。この二、四〇〇人からなるブリヤートのコサック軍は四つの隊に分けられ、各隊がさらに六つずつの百人隊を抱え、全体を仕切る司令官 (атаман) の下で、隊長 (командир) や百人隊長 (сотник) が設置された。この役職や軍人身分は世襲制であったようである。<sup>⑤</sup>

## (2) 地方裁判制度

では、ブリヤート社会において事件や紛争はどのように裁かれていたのだろうか。すでに触れたように、当時のブリヤート人は口頭で裁判を行っていたため、自らが作成した裁判記録文書は残されていないものと推測される。そこで、以下では上記諸法律の規定内容に基づき、当時のブリヤート地方の裁判制度について考察する。

まずホリ部の裁判制度について、同部一八〇八年法典第一一八条には、次のような審級を端的に示す規定が存在する (傍線は筆者による)。

人々の間で訴訟が発生すれば、近くの役人に訴えて処理する。そうせずに首長〔つまりタイシヤ〕またはウテ、〔シベリア〕県庁 (Jorjan) に〔直接〕訴えることはできない。オトグや居住地〔すなわち二百〕の役人に

訴えずに首長またはウテ、県庁に訴えてた当事者は法律のとおり鞭打とう。もしオトグの役人の所に両当事者が

揃って訴えに来れば、いかなる役人であれ、決して「私はこの案件は処理できない」と言って首長またはウデ、県庁に「訴えるように」指示してはならない。「その案件は」必ず法に従って厳密に処理せよ。もし「役人が」法と道理を知り尽くさず「当該案件を」処理できそうでなければ、近隣の別の役人と共同して処理せよ。人々が持ち込んだ案件が処理できない草原の軽微な案件の枠に入らないにもかかわらず、それを受理しなかった役人は責任を問われなければならない。当事者が判決に対し不満だと言って首長あるいはウデ、県庁に訴えに行こうとすれば、「彼らを」強制的に阻止することはしないように。もし「私がこの判決に服さない。首長あるいはウデ、県庁に訴えに行くぞ」と公言しながら上訴しないで騙している場合には、審理を行った役人らが「お前が上に行くなら行きなさい」と「一回」催促すべきである。それにもかかわらず、またしても騙していれば、役人たちは協力し、法に従って「彼を」拘束せよ。<sup>(41)</sup>

下線で示したとおり、民間で紛争が起きたとき、原告はまず近隣の役人に訴え、その役人が当該案件を裁き、当事者が判決に服すれば、その案件はその場で結審となっていたとみられる。しかし、役人が当該訴訟を処理できない場

(41) ホリ部一八五一年法典第四九条 (P. E. Пыгов & H. B. Кум, *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРИНСКИХ БУРЯТ*, p. 271)。

(42) ブリヤートにおけるロシア軍にたいしては *Надирпожк XVШ зууны үеийн өвөр байгальн бүриядын нийгмийн байгуулал*, pp. 109-112。および鳥山成人・豊川浩一「コサック」川端香男里他(編)『新版』ロシアを知る事典』(平凡社、二〇〇四年)、二六一～二六三頁を参照。

(43) ウデは地名であり、そこにはロシアの要塞があった。アビダ (Abida) 氏は、ウデ要塞は一六四八年に建てられたと記述している (Abida, *Buryat Mongol-un tobci teike*, p. 18)。

合は、近隣の役人と合議した。ここで言う「役人」とは、オトグ長および二百の長を総称するものと思われるが、両者の権限区別については法律では触れられていない。しかし上記引用文にみられる、訴訟は「近くの役人に訴えて処理する」という原則から推測すれば、訴訟処理においてはオトグ長と二百の長は同格であった。つまり、原告は自分に一番近い距離に住むオトグ長または二百の長に紛争を訴えることができたと解される。

しかし、当事者が役人の合議による判決に不服であれば、ホリのタイシャまたはロシア官衛であるウデ役所やシベリア県庁に訴えることができた。他方、越訴は許されず、違反した者は処罰されることになっていた。また、上掲とは別の法律条文から、役人が訴訟処理のために部の内外に赴く際の旅費と現地滞在費は、まずは原告が立て替えておき、最終的には敗訴者が負担したが、敗訴者が困窮のあまり諸費用を負担できない場合は、所属するオトグの公費負担となった。<sup>(45)</sup>

また、上掲の法律規定を逆に考えると、「私はこの案件は処理できない」と言つて訴訟の受理を回避しようとした役人が存在したことになり、訴訟処理に対して役人が消極的な姿勢を示すことがあつた事実が窺える。このようなことから、当時のブリヤート社会では、訴訟手数料の類の、案件を処理した役人に対する報酬は存在しなかつた可能性が高いと言える。<sup>(46)</sup> また、役人が案件処理を拒む理由としては、彼らに対するシャーマンからの警告が挙げられている。例えば、ホリ部一八〇八年法典第一二二条には「訴えを持ち込んだ者に対し、役人は、『私はこの年には訴訟を裁かないようにとシャーマンから警告を受けた』と言つてはならない。そう言うなら処罰されることになる」と定められている。<sup>(47)</sup>

一方、セレンガ部における裁判制度について、同部一八二三年法典第一七七条は次のように規定している。

誰かがある者に対して何かのことで不満があれば、その不満をまず十戸のザイサンに訴え、ついで順をおってシユレンゲや首長にまで訴えることができる。もし自らの十戸のザイサンやオトグのシユレンゲを経由せず、遠方のタイシヤまたは更なる上位機関（つまりロシア官衙）に訴えれば、特に軽微な事案については受理せずにザイサンやシユレンゲに差し戻すべきである。<sup>(46)</sup>

つまり、セレンガ部では民間で紛争が起きた場合、まず、原告が自分が所属する十戸のザイサンに訴え、そこで処理できなかった、或いは、当事者が判決に不服であった場合、上位役人のシユレンゲへ移送、または上訴することができたと見受けられる。そして、シユレンガの段階でも同様であれば、案件は首長であるタイシヤに持ち込むことが可能であった。タイシヤまたはそれより上位のロシア官衙に直訴された場合、特に軽微な案件は受理せずに末端の役人にその処理を命じたようである。これは裏を返せば、重大、或いは処理に困難な案件は首長やロシア官衙によって

(44) P. E. Пугачев & H. B. Кум. 1992. *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРИНСКИХ БУРЯТ*, p. 271; ИБРРАИ, G80, pp. 59-60.

(45) ホリ部一八二三法典第一四〇条 (P. E. Пугачев & H. B. Кум, *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРИНСКИХ БУРЯТ*, p. 257; ИБРРАИ, F91, 41b)。

(46) 伝統モンゴルにおける裁判手数料にあたるのが「デーシ」(degei)と呼ばれる、原告が案件処理を担当した役人に提供する謝礼であろう。この制度は清統治下モンゴルに関する史料の中で散見されるが(例えば ИБРРАИ, F187, p. 15)、その詳細に関する研究は存在しない。

(47) P. E. Пугачев & H. B. Кум. *ОБЫЧНОЕ ПРАВО ХОРИНСКИХ БУРЯТ*, p. 175; ИБРРАИ, G80, p. 60.

(48) ИБРРАИ, 192.

処理されていたという実態を物語っている。

以上で述べてきたように、ホリ部とセレンガ部の裁判制度は、案件の性質（刑事か民事か）や難易度によって、訴訟が末端の役人から段階的に上位の役職へ上がっていく点、および、それに反する越訴が禁じられていた点で共通している。しかし、次の相違点が見られる。第一に、ホリ部では第一審を行う役人が当該訴訟を処理できない場合、隣から他の役人を召集し、当該案件を合議によって審理した。このように、裁判において「横の力」を優先するやり方は、行政序列に従って段階的に下から上へ、という「縦の力」に頼って裁判を行うセレンガ部の事例と異なる。第二に、ホリ部の法律には越訴者に対して明確な刑罰措置が設けられているのに対し、セレンガ部の法律には設定されていないという相異も指摘できよう。

## 5 清代モンゴルとの比較からみるブリヤートの社会構造と司法制度

ロシア帝国のブリヤート侵攻と時を同じくし、現在の中国東北地域に領地を構えた満洲が、モンゴル諸部に対して征服を開始した。しかしロシアの対ブリヤート政策と異なり、満洲は東部のいくつかのモンゴル部と軍事的・政治的・同盟を結ぶことで、他のモンゴル諸部を討つ策を採った。六〇余年を要したロシアによるブリヤート征服と比べると、満洲のモンゴル征服は一七五七年のジュンガル・ハン国を崩壊させるに至る、およそ一三〇年の長期にわたった。とはいえ、広大な領土を誇った清帝国の建設にとって、モンゴルの軍事力が大きな役割を果たしたことは周知の事実である。実は、モンゴルの軍事力は清帝国建設以降も重要視され、温存の対象となっていた。<sup>49)</sup>これとは対照的

に、ブリヤートは一七六四年からコサック軍を構成し国境の警備を始めたことを除いては、ロシア帝国の建設および維持にとって肝要な軍事的役割を果たすほどの存在ではなかった。このような、帝国に対する軍事的重要性の差が、両帝国統治下モンゴルの政治的地位や自立性の差異をもたらしたものとみられる。

清帝国は、支配下のモンゴル諸部を「盟—旗」という軍事的行政組織に編成した。この盟 (ᠡᠮᠢᠯᠠ) と旗 (ᠣᠮᠣᠨᠭᠣᠯ) はそれぞれ、上述のブリヤートの事例にみられるような、モンゴル固有の部と、その下位のオトグを基礎に設置されたものである。清の統治において、盟はいくつかの旗を管轄し、その旗はさらに多数の「蘇木」(ᠰᠤᠮᠤ) と呼ばれる原則一五〇人の男丁から構成される下位の行政組織を管轄した。各旗が擁する蘇木の数は一律ではなく、それゆえ蘇木の数は、実際に盟を通して各旗に割り振られる、清に対する兵士抛出や貢租負担の基となっていた。同時に、こうした軍事的行政組織を動かしていくための役職システムが新たに設けられた。具体的には、盟には盟長と副盟長の役職が設置され、盟内の各旗の旗長の中から拔擢された者が、旗長と兼任の形でその任にあたった。そして「ザサグ」というモンゴル固有の役職名で呼ばれる旗長については、在来の貴族が世襲でその役職に就いた。正副盟長や旗長、旗長補佐にあてられる者は貴族出身でなければならず、就任には清皇帝の認可が必要であった。さらに、旗内の役職や貴族の爵位に基づくヒエラルキーが、清政府によって設けられた。<sup>50)</sup>

(49) その方策として、モンゴル人の軍事行政編成のほか、漢人がモンゴル地方へ入植することやモンゴル人と通婚することが禁止されていたことが挙げられる。清のモンゴルに対する統治政策については、楠木賢道『清朝対モンゴル政策史の研究』(東京：汲古書院、二〇〇九年)と杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』(名古屋：名古屋大学出版会、二〇一五年)を参照。

このように、清統治下のモンゴル社会は、清政府による盟旗組織とそれに相応した役人システムによって新しく編成された。つまり、清統治下モンゴルは、従来の部—オトグ組織が盟—旗組織に置き換えられ、満洲の軍事組織に基づく役人システムが導入されたのである。清統治下のモンゴルは、ほぼすべてが清の軍事組織に組み込まれたのであり、これは、コサック軍として部分的に徴集されたブリヤートとは異なる。

とはいえ、清がモンゴルに導入した軍事的行政システムは、モンゴル全体を通して一律的なものであったわけではない。例えば、一部のモンゴル人が中国本土に駐在し、軍事的防衛の任にあたる「蒙古八旗」に編成され、また、反乱を起こした旗の旗長職は剝奪され、その代わりに中央から派遣された官僚が当該旗を統治した。すなわち、上述のホリ部とセレンガ部同様、清統治下のモンゴルの地方行政組織にも多様性があったのである。また、盟長や旗長等の地方上層役人の就任には清皇帝の承認が必要であったことについても、ブリヤートのタイシヤがロシア皇帝に認められなければ就任できなかったことと同じ性格をもつ。

一方、ロシアの対ブリヤート政策と同様に、清もまたモンゴル統治のための官衙と法律を徐々に整備していった。まず一六三六年に「蒙古衙門」（一六三八年に「理藩院」へ改名）という中央行政機関を設立し、モンゴル関係事務を担わせた。<sup>51</sup> また、モンゴルの各地に、状況に応じて「將軍」や「大臣」、「理事司員」と称される諸官僚を配置した。<sup>52</sup> しかしブリヤートにおけるロシア人官衙の場合と異なり、モンゴルにおける清の官僚たちの殆どが「八旗」出身の満洲人またはモンゴル人であった。<sup>53</sup> つまり、多くのモンゴル人が清のモンゴル統治に使われていたとも言えるわけである。清はさらに、モンゴルの固有法に基づいてモンゴル人専用法を制定し、それらが時おり法典の形でまとめられ、モンゴルの各級役所に送付された。『蒙古律例』と、その後身の『理藩院則例』がそれである。<sup>54</sup> さらに、旗レベ

ルの裁判であっても、モンゴル人専用法に関連規定がなければ、中国刑法典の『大清律例』が適用された。これとは対照的に、ロシア政府はブリヤート人が自ら行う裁判に対して専用法典を制定したり、ロシア法の適用を強要したりはしなかったと見受けられる。しかし、すでに触れたように、ロシア官衙における裁判では、ブリヤート人に対して

(50) 清統治下モンゴルの盟旗システムや貴族制度の概要については、金海他(編)『清代蒙古志』(呼和浩特・内蒙古人民出版社、二〇〇九年)を参照。また、その実態に関しては岡洋樹『清代モンゴル盟旗制度の研究』(東京・東方書店、二〇〇七年)を参照。

(51) 萩原守「清朝の蒙古例——『蒙古律例』『理藩院則例』他」、滋賀秀三(編)『中国法制史——基本史料の研究』(東京・東京大学出版会、一九九三年)、六二—三頁。

(52) 將軍や大臣については章伯峰(編)『清代各地將軍都統大臣等年表1796-1911』(北京・中華書局、二〇〇四年【第三版】)を参照。なお、理事司員は一八世紀前半に漢人の入植が深刻な内モンゴルに設けられた役職であり、漢人農民に対する税収や漢人・モンゴル人間の紛争の処理がその主要な任務であった。詳細は朱斌「18—20世紀初東部蒙古農耕村落化研究」(呼和浩特・内蒙古人民出版社、二〇〇九年)、一四六—一九四頁、および白玉双「清代内蒙古地区漢民管理与蒙古、民人交涉案件的審理——以喀喇沁地区二元管理体制、与三堂會審制度、為例」『QUESTIONS MONGOLORUM DISPUTATAE』3 (2007)、一〇九—一二三頁を参照。

(53) モンゴル駐在官僚の民族(エスニシティ)構成に関しては、章伯峰(編)『清代各地將軍都統大臣等年表1796-1911』が詳しい。なお、清の八旗制度に関する詳細な研究成果として、杉山清彦『大清帝国の形成と八旗制』と承志『ダイチン・グルンとその時代——帝国の形成と八旗社会』(名古屋大学出版会、二〇〇九年)、Mark C. Elliott, *The Manchu Way: Eight Banners and Ethnic Identity in Late Imperial China* (Stanford: Stanford University Press, 2001) が存在する。

ロシア帝国統治下ブリヤートの社会構造と司法制度——清代モンゴルとの比較から——

もロシア法が適用されていた可能性が高い。

また、清はモンゴルに対して新しい裁判制度を導入し、その中で最も重要なのが上申制度である。これにより、一六六二年以降、死刑判決は執行前に理藩院に報告し、中央での審議にかけられるようになった。<sup>55)</sup> また萩原守氏によると、「人命案件や少なくとも遺以上の罪を伴う重案」は旗から盟（駐防官）―理藩院―皇帝へと上申された。<sup>56)</sup> 言い換えれば、軽微な案件は旗内で処理されることが許されたが、命盜重案は旗より上申されるべきものであった。とはいえ、清による国家裁判制度がモンゴルでの程度まで機能していたのかについては不明な点が多く、また命盜重案であつても実際は「黙つて内密に」処理されることがあつた。<sup>57)</sup> さらに、旗役所が第一審裁判所であるという従来の見解の危うさが、筆者の研究によつて指摘された。例えば、アラシヤ旗では地方に設置された地方担当官 (dayanad) が、婚姻や財産紛争等の軽微な案件について処理できたのであり、<sup>58)</sup> またハラチン右翼旗では、旗役所に持ち込まれた農地争いのような軽微な紛争は、地方の役人に命じて処理させていた。<sup>59)</sup>

こうして、清統治下モンゴルでは、命盜重案が清の国家裁判制度に準じて上申されなかつたり、旗役所が一番というよりも実際は二審裁判所になることがあつたりした。このような裁判実態はブリヤートの裁判事情を理解するにあつて重要な示唆を与える。当時のブリヤート社会でも、本来ならばロシア官衙に報告すべき重大な刑事案件が、ブリヤート側によつて内密に処理されていた可能性がある。また、前述したとおり、ブリヤートのホリ部ではオトグ長や二百の長が一審裁判を担うと法律で決められているが、その実態には疑問が残る。と言うのも、清統治下モンゴルの事例に鑑みれば、ホリ部ではオトグ長の下位役職を担うシュレンゲが一審裁判を担うことがあつたと推測されるからである。また、セレンガ部では、案件は十戸のザイサンやシュレンゲ、タイシヤというように上申、または上訴さ

れると法律で定められてはいるものの、彼らに加え、集団の長も案件処理にあたっていた可能性が高い。総じて言えば、清統治下モンゴルの裁判実態と比較すると、ロシア統治下のブリヤートの裁判制度は、その法律に規定されている枠組みも多様かつ複雑であったことが推測される。

逆に、ブリヤートの裁判事情は、清統治下モンゴルの裁判制度理解にどのような示唆を与え得るだろうか。最も注目すべきは、上述の、裁判において「横の力」を優先する原則であろう。ホリ部では裁判を司るオトグ長や二百長が当該案件を処理できない場合、まず近隣に居住する別のオトグ長や二百長を招聘し、合議するのが一般的であったとみられる。「横の力」の原則は、合議による意思決定の基本的なルールであり、ブリヤートの例に即して言えば、次の二つの顕著な特徴が見られる。すなわち、第一に「縦の力」（上位機構の低位機関に対する権力）の利用よりも

(54) これらの法典は「蒙古例」とし俗称される。蒙古例については数多くの研究があるが、入門としては萩原守「清朝の蒙古例——『蒙古律例』『理藩院則例』他」が有益である。

(55) Hu Ying, *Justice on the Steppe: Legal Institutions and Practice in Qing Mongolia*, PhD dissertation, Stanford University, 2014, p. 129.

(56) 萩原守「清代モンゴルの裁判と裁判文書」、一八〇頁。

(57) Dorothea Heuschart, “Legal Pluralism in the Qing Empire: Manchu Legislation for the Mongols,” *The International History Review* 20, 2 (1998), p. 322.

(58) 清代アラシヤ旗の裁判制度については、額定其芳「清代モンゴルのアラシヤ旗における裁判」(一、二、三)『法学論叢』一七〇一—一〇一—一九頁；一七〇二—一三三六—一六一頁；一七〇三—一九—二三九頁(二〇一一)を参照。

(59) 額定其芳「清代ハラチン・モンゴルの右翼旗における裁判」『東北アジア研究』一六(二〇一一)、一六七—二〇四頁。

ロシア帝国統治下ブリヤートの社会構造と司法制度——清代モンゴルとの比較から——

「横の力」(同級機関の合意による意思決定)を優先し、第二に、その「横の力」は理論上、合議体の構成員の数が増えるほどその正当性と有効性が高まると考えられる。<sup>(6)</sup> 清統治下モンゴルでも、合議による審理は行われていた。例えば、清代アラシヤ旗では旗役所や地方の裁判では、役人が合議で案件の審理にあたっていた。<sup>(6)</sup> 合議による意思決定は、清統治以前のオトグや部のレベルでも採用されていたと思われる。しかし、清はこうした「横の力」を重んじる合議的な意思決定体制を、旗長や盟長のような「縦の力」の原則に基づく官僚機構に変換した。言い換えれば、清によつて、旗長や盟長に独占的な意思決定権が付与されたのである。

しかし、モンゴルの裁判における「横の力」と「縦の力」の原則は、ロシア帝国と清帝国の統治下の両方のモンゴルに存在したようである。上述のとおり、ブリヤートのセレンガ部では、係争事件はまず末端の十戸のザイサンに訴え、そこで処理が困難な案件が上位のシュレンゲ、タイシヤへと段階的に持ち込まれる決まりであった。これはまさしく「縦の力」を優先する原則を表す手続きであり、「横の力」を先んじるホリ部の場合と対照的である。一方、清統治下モンゴル諸旗も裁判において一律に「横の力」を重んじていたわけではない。例えば、アラシヤ旗では合議による審理が重要視される傾向であったのに対し、隣接するオトグ旗では案件は旗内の官僚機構(蘇木章京―扎蘭章京―梅林章京―旗役所・旗長)に応じて段階的に上申されるのが原則であった。<sup>(6)</sup>

このような違いに関して、それぞれの地域の実態に即した原因究明は現段階では困難である。ただ、「横の力」にせよ、「縦の力」にせよ、案件審理は地方役人に委ねる傾向がみられ、両者の相違はそうした方針をどのように実現するか(つまり「縦の力」か「横の力」のどちらを優先するか)という統治方法の違いにすぎないと言えるだろう。さらに言えば、両原則は相互に分離独立して存在したのではなく、しばしば併用される場合もあった。例えば、旗役

人は合議して判決原案を作成し、それが最終的に旗長、或いはさらに上位の機構の裁断（縦の力）によって結論付けられていたからである。

## 6 むすびに代えて

本稿では、ブリヤートの事例を中心に、ロシアと清の統治下にあったモンゴルの社会構造と司法制度について比較検討した。まず、行政制度について、ブリヤートの二つの部は相互に異なる側面を抱えており、これは清代モンゴル

(60) このような裁判において合議体の構成員の数が増えるほど判決の正当性と有効性が増すという見方は、異なるオトグの間で発生した案件の処理の方法からも窺える。例えば、一七二九年にセレンガ部で起きた二つのオトグを跨ぐ羊の窃盗案件の審理の際、原告と被告が所属する両オトグからそれぞれ役人が派遣され、それに、事件と無関係の別のオトグの役人が加わっている。事件に関係する諸オトグのみの合議よりも、それに第三者としてのオトグ（一つかそれ以上）が参加した合議の方が正当性が高いということを証左している。なお、この事例における第三のオトグ役人の裁判への参加は、事件関係両オトグの役人がそれぞれの当事者を庇うことを防ぐためでもあった可能性があると思われる。この案件の詳細については、Наваторок, XVIII ЗУУНЫ УЕИЙН ӨВӨР БАЙГАЛЫН БУРИАДЫН НИЙГМИЙН БАЙГУУЛАД, pp. 115-116を参照。

(61) 額定其勞「清代モンゴルのアラシャ旗における裁判」(三)『法学論叢』一七〇—三、一三七頁。

(62) 清代モンゴルのオトグ旗における行政組織と裁判制度については、額定其勞「役所と「地方」の間——清代モンゴルのオトグ旗における社会構造と裁判実態——」『法制史研究』六七（二〇一八）…一〇三—一五九頁を参照。

ロシア帝国統治下ブリヤートの社会構造と司法制度——清代モンゴルとの比較から——

の各旗の場合と似ている。こうしたモンゴル社会の地域的多様性は、ロシアと清の両帝国が現地社会の自立を許容する統治方針を採っていたことに起因したと考えられる。次に、両帝国統治下のモンゴルの司法制度の比較から、前近代モンゴルの社会秩序を広い射程の中で検討することができた。つまり、清統治下のモンゴルの裁判制度からは、ブリヤートの裁判制度は法律で規定されているよりも裁判の審級と実態が複雑であった可能性が指摘された。逆に、裁判における「横の力」と「縦の力」原則をめぐっては、ブリヤートの事情が清統治下モンゴルのそれに対して有益な傍証を提供してくれた。

一方、ロシアおよび清の両帝国の統治下にあったモンゴルの社会と司法の比較から、両帝国のモンゴル統治政策の異同が見てとれた。清は文化的に多様な法実践とイデオロギーを保持しつつも、同時に帝国全般においては司法制度の統一を図っていた。<sup>63</sup> すなわち、モンゴル固有の基本的社会構造と文化を維持すると同時に、モンゴルに対して専用法典の発行と使用を求めたり、命盗重案は清政府側に上申するというような統一裁判制度を導入したりした。ロシアの対ブリヤート政策もこれと似たような側面があるが、ブリヤートの裁判に専用法典やロシア法の適用を要求しなかった点は異なる。

両帝国の対モンゴル司法政策に相違をもたらした原因としては、帝国におけるモンゴルの軍事的役割や政治的地位の問題が考えられる。特に後者に関して言えば、ロシア人はブリヤート・モンゴルを同等の人種としてよりは、未開の後れた「異族人」であると見なし、その結果、ブリヤート・モンゴルの固有法については黙認はしたものの、積極的に認めることはしなかった。ロシア政府はさらに、「未開」のブリヤート社会を「進化」したロシア社会に徐々に組み込んでいく方針を採った。一八九八年から一九〇一年までのロシアの「異族人」に対する行政改革の結果、ブリ

ヤート社会は行政的にいくぶんロシア農民社会と同じく扱われるようになり、元来の自律性が減ぜられた。<sup>64</sup>ロシアの対ブリヤート統治方針と対照的に、満洲人はモンゴル人を人種的な差別の目で見ていたのではなく、モンゴルの文化も法も認めていた。さらに、満洲皇帝はモンゴル人と同じく仏教を信仰し、また満洲人自身が少数派であったためか、モンゴルに対して「進化」政策も実施しなかった。これは、キリスト教を信仰し、且つ多数派である統治者として優越感のあったロシア人の、ブリヤートに対する見方とは異なる。

しかし、清も結局はその体制を維持できず、モンゴルへの漢人入植と、それに伴うモンゴル人の漢化を許してしまった。特に一九世紀末、モンゴル草原の開墾と漢人入植を公式に許可し、また、とりわけ中央での裁判に、漢人専用法である『大清律例』の適用を徐々に増やしていった。一方、ロシア政府はブリヤートへのロシア人の入植を奨励し、重大な案件の場合はロシア法を適用させた。このように、モンゴル諸部に対して異民族入植と異質法の適用を奨めた点で、清とロシアは同様である。しかも、その過程において両帝国とも「都合主義」を貫いている。言い換えれば、モンゴル諸部の統治にあたっては、清帝国もロシア帝国も、それぞれが抱える状況により、帝国にとって都合のよい政策を進めていったにすぎない。

(63) Hu Ying, *Justice on the Steppe: Legal Institutions and Practice in Qing Mongolia*, iv.

(64) Andreas Kappeler, *The Russian Empire: A Multiethnic History*, trans. by Alfred Clayton, Harlow, England: Longman, 2001, p. 264.

「付記」本稿については、第三一回東洋法制史研究会（二〇一三年）、第二回・第八回近代中央ユーラシア比較法制史研究会（二〇一三年・二〇一六年）で口頭発表を行い、参加者から有益な指摘を受けた。また、別途荒井幸康氏と磯貝真澄氏、塩谷哲史氏、矢島洋一氏からも有用なコメントを頂いた。謝意を表したい。